１の１―１の⑧の表以外の部分中「ガソリン乗用自動車」を「特定ガソリン乗用自動車」に、「ＬＰガス乗用自動車又は」を「ＬＰガス乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量3.5トン以下のもの（以下「特定ＬＰガス乗用自動車」という。）又は」に、「ＬＰガス乗用自動車及び小型バス」を「特定ＬＰガス乗用自動車及び小型バス（以下「平成32年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）」に、「ＬＰガス乗用自動車に」を「特定ＬＰガス乗用自動車に」に改め、同⑧の表中「ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バス」を「平成32年度特定ガソリン乗用自動車等」に改め、同⑧を同⑴とする。

１の１―２の⑴中「ガソリン乗用自動車」を「平成22年度ガソリン乗用自動車」に改める。

１の１―２の⑵中「ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車」及び「ガソリン乗用自動車等」を「平成27年度ガソリン乗用自動車等」に、「１－１⑷」を「１－１⑶」に改める。

１の１―２の⑶中「１－１⑸」を「１－１⑷」に改める。

１の１―２の⑷中「路線バス」を「路線バス等」に、「一般バス」を「一般バス等」に、「１－１⑹又は⑺」を「１－１⑸又は⑹」に改める。

１の１―２の⑸中「ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車又は小型バス」を「平成32年度特定ガソリン乗用自動車等」に、「１－１⑻」を「１－１⑺」に改め、「国内向けに出荷する」を削り、「ＪＣ08モード燃費値」の下に「（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値）」を加え、「ＬＰガス乗用自動車に」を「特定ＬＰガス乗用自動車に」に、「並びに 」を「及び」に、「10人」を「９人」に、「11人」を「10人」に改め、「のものをいう。）」の下に「をいう。」を加える。

２の２―１中「ＪＣ08モード燃費値」の下に「、ＷＬＴＣモード燃費値」を加え、同ト及びヲ中「路線バス又は一般バス」を「路線バス等又は一般バス等」に改める。

２の２―２⑵及び⑶中「路線バス又は一般バス」を「路線バス等又は一般バス等」に改める。

２の２―２⑸の表を次のように改める。

自動車の種類		燃費値
１　平成22年度ガソリン乗用自動車		ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、10・15モード燃費値）
２　平成22年度ＬＰガス乗用自動車		10・15モード燃費値
３　平成27年度特定ガソリン乗用自動車等、小型バス及び平成32年度特定ガソリン乗用車等	ＪＣ08モード燃費値のみを算定している乗用自動車	ＪＣ08モード燃費値
	ＷＬＴＣモード燃費値のみを算定している乗用自動車	ＷＬＴＣモード燃費値
	ＪＣ08モード燃費値及びＷＬＴＣモード燃費値を算定している乗用自動車	ＪＣ08モード燃費値及びＷＬＴＣモード燃費値
２　路線バス等又は一般バス等		重量車モード燃費値

別添１中「改定前」を「改正前」に改める。

別添２中「以下のとおりとする。」の下に「この場合において、細目告示別添42Ⅰの別紙６の別表に掲げるＪＣ08モードにより算定する場合にあっては、「ＷＬＴＣモード燃費値」を「ＪＣ08モード燃費値」に、「細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモード」を「細目告示別添42Ⅰの別紙６の別表に掲げるＪＣ08モード」に読み替えるものとする。」を加え、「ＪＣ08モード」を「ＷＬＴＣモード」に、「別添42別紙６の別表」を「別添42Ⅱの別紙１の各表」に改め、「用いないで」及び「用いて」の下に「細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモードにより」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

１の１―１の⑴中「平成18年国土交通省告示第350号」の下に「。以下「燃費算定告示」という。」を加え、「以下⑵において同じ。」を削る。

１の１―１の⑵を削る。

１の１―１の⑶中「又はディーゼル貨物自動車」を「又は貨物自動車であって軽油を燃料とする車両総重量3.5トン以下のもの（以下「ディーゼル貨物自動車」という。）」に改め、「ＪＣ08モード燃費値」の下に「（ＪＣ08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあっては、燃費算定告示第１条第３号に掲げる方法により算定したもの（以下「ＷＬＴＣモード燃費値」という。））」を加え、同⑶を同⑵とする。

１の１―１の⑷中「以下⑸」を「⑷」に改め、同⑷を同⑶とする。

１の１―１の⑸を同⑷とする。

１の１―１の⑹中「ＪＣ08モード燃費値」の下に「（ＪＣ08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値）」を加え、同⑹を同⑸とする。

１の１―２の⑴中「１－１⑶」を「１－１⑵」に改める。

１の１―２の⑵中「１－１⑷又は⑸」を「１－１⑶又は⑷」に改める。

１の１―２の⑶中「１－１⑹」を「１－１⑸」に改め、「ＪＣ08モード燃費値」の下に「（ＪＣ08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値）」を加え、「値。」を「値」に改める。

２の２―１中「ＪＣ08モード燃費値」の下に「、ＷＬＴＣモード燃費値」を加える。

２の２―２⑷の表を次のように改める。

自動車の種類		燃費値
１　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車	ＪＣ08モード燃費値のみを算定している貨物自動車	ＪＣ08モード燃費値
	ＷＬＴＣモード燃費値のみを算定している貨物自動車	ＷＬＴＣモード燃費値
	ＪＣ08モード燃費値及びＷＬＴＣモード燃費値を算定している貨物自動車	ＪＣ08モード燃費値及びＷＬＴＣモード燃費値
２　トラック等又はトラクタ		重量車モード燃費値

別添１中「平成14年国土交通省告示第619号」の下に「。以下「細目告示」という。」を加え、「改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」を「改正前の細目告示」に改める。

別添２中「以下のとおりとする。」の下に「この場合において、細目告示別添42Ⅰの別紙６の別表に掲げるＪＣ08モードにより算定する場合にあっては、「ＷＬＴＣモード燃費値」を「ＪＣ08モード燃費値」に、「細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモード」を「細目告示別添42Ⅰの別紙６